

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內 東 亞 經 濟 研 究 所

年 四 回 (二 月 五 月 十 二 月) 發 行

# 東 亞 經 濟 論 叢

第 二 卷 第 三 號  
昭 和 十 七 年 九 月

東 印 度 農 林 業 の 性 格 ..... 經 濟 學 博 士 目 崎 憲 司

佛 印 に 於 ける 協 同 組 合 に つ い て ..... 經 濟 學 博 士 松 岡 孝 兒

北 支 の 小 作 制 度 ..... 經 濟 學 博 士 八 木 芳 之 助

江 北 の 鹽 墾 公 司 考 ..... 經 濟 學 士 天 野 元 之 助

清 代 貨 幣 考 ..... 經 濟 學 士 穗 積 文 雄

支 那 航 域 に 於 ける 日 英 船 ..... 經 濟 學 士 佐 波 宣 平

支 那 女 子 紡 績 勞 働 者 創 出 過 程 の 特 質 ..... 經 濟 學 士 岡 部 利 良

南 方 物 價 對 策 の 諸 問 題 ..... 經 濟 學 博 士 谷 口 吉 彦

附 錄 南 方 文 獻 目 録

( 禁 轉 載 )

書 肆 有 斐 閣 發 賣

# 佛印に於ける協同組合について

松岡孝兒

## 序言

總じて南方に於ける熱帯資源植民地又は半植民地の經濟機構的特性は、その複合經濟的なる點にある。世界經濟的に見て、一般に工業化の過程が後れてゐるこの地域は、當然に先進諸國の農業資源の開發と共に商品市場確保にその經濟基盤の重點が置かれてゐるのであるが、既にかかる地域が主としてその本國の原料取得及市場確保の性格をもつ限り、之が開發擔當者たる本國資本はこの複合經濟地盤中、本國經濟のために高度利潤が保證されてゐる面に對しては惜しみなく浸透しあるのに對し、然らざる原住民經濟の面に對しては殆んど遊離してゐるかの觀を呈する存在を示してゐる。

佛印人口二千三百萬人中、フランス人は僅々約四萬人であるが、更にそのうち、夫々、四分の一が軍隊にあり、八分の一が官廳にありとすれば、如何に少數のものが銀行商社等にあつてフランスの資本を代表し、ここに高度利潤を追及してゐるかは極めて明かである。そしてこのことはまた、同時にその反面に、一應如何にフランス資本の原住民經濟にはいりこまんとする力が弱いから従つて、かかる本國經濟から遊離してゐる原住民經濟は當然

今尙、前資本主義經濟段階にあり、世界經濟からみて如何にその發展過程上、著しい遲滯性を示してゐるかを理解させるものである。

併し、一應はかかる状態にありながらも、この佛印の原住民經濟、即ち農民經濟政策の芽生は徐々に育まれつつあり、またその効果も徐々に擧げられつつある。唯、忌憚なく述べることが許されるならば、この政策とこの効果とは必ずしも平行的ではなく、むしろ跛行的な關係にさへ置かれてゐることは極めて遺憾である。その政策は成文的には一應整備せるの觀があるが、その實質的内容に至つては、尙將來の充實に俟たなければならぬものが極めて多く、従つてその効果のごときも今日特にこれも取上げてその成果を強調し得るほど明瞭になつてゐるものは案外に尠いのである。ここに取扱はんとする協同組合も亦正にその一つの例である。

佛印では既に其の占據の當初からアジア的高利が支配して居た。<sup>1)</sup>これに對してフランス政府は印度支那銀行を設置したが、高金利に關する限り、その効果は殆んど見るべきものがなかつた。従つて同行に對する低金利政策に關する論議は、印度支那銀行の特權である發行權の更新に際し常に繰返されたところである。特に第一次世界大戰後、即ち一九二〇年後十年間に亘り此の問題をめぐつて同行に加へられた批判は最も鋭くこの點を突いたのである。<sup>2)</sup>

その結果、一九三〇年、同行特權の再延長問題の解決と前後して、一九二九年、同行が印度支那總督と結んだ協定には、特に發行税に基く農林資金の設定が取りあげられ、改めて同行に對して低利開發資金の供給とその運用が要請されたのである。<sup>3)</sup>併しそれは、どこまでも形式的なものであつて、この政策の實績は今日尙これを謳

- 1) Mathieu, E. : Le prêt usuraire et le crédit agricole en Cochinchine, pp. 27~42; Robecuain, Ch. : Evolution Économique de l'Indochine française, pp. 150~1.
- 2) 橫濱正金銀行：佛領印度支那貨幣史, pp. 292~326.

歌するほどに至つてゐない。

印度支那銀行が、佛印に於ける中央金融機關として負擔してゐる農地盤開發助成問題については、考究を要する問題が多々あるが、今はかかる佛印上部金融組織の機關と高金利との問題についてはふれない。ここでは専ら佛印下部金融組織機關として高金利に極めて重要な關係をもつ協同組合の問題をば取扱ひたいと思ふ。

協同組合の信奉者として有名な、ルイジ・リニョアツチは、かつて協同組合の金融的性格を説明して、「貯蓄金庫は富者に貸付けられる貧者の一錢であるが、協同組合は貧者に貸付けられる貧者の一錢である」と道破したがこれは下部金融組織に於ける機關としての協同組合をもつ性格を巧に表現せるものである。私は既に別の機會に於いて、佛印でも特に近年は、フランス本國の資本以外に、佛印の地場資本としての資本が相當蓄積されて來たことを述べた。<sup>3)</sup> 佛印の現況を以つてすれば、かかる資本及貯蓄の運用に於いてその貯蓄金庫は勿論重要であるが、特に注目すべきは協同組合である。しかも、かかる機關の運用が最近一般に強權の指導乃至推進を必要とするものであることが論議されてゐる。この點は協同組合の問題を見る上について特に注目すべき傾向であると思ふ。かかる前提の上に先づ佛印協同組合の意義、佛印協同組合の役割、更に佛印協同組合の可能性をば逐次考察して見たいと思ふ。

唯この場合、佛印の協同組合について論ずる限り、その對象は協同組合の各種形態についても考へられるが、併しまた反面には、已に述べた通り佛印の經濟地盤が農業を主とするものであるから、その限り、農業協同組合を主とすれば足りるとする見方もあり得る。殊に佛印農民は一般農民たると同時に工人たるものもあり、商人た

3) op. cit., p. 415. 以下。  
4) La Caisse d'épargne, c'est le sou du pauvre prêté au riche, la Coopérative, au contraire, c'est le sou du pauvre prêté au pauvre.  
5) 抽稿：佛印に於ける資本及蓄積に就いて(經濟論叢第51卷第2號 p. 65 以下)。

るものもあるに於いて、益々しかく考へられると説く見解もある。今暫く後説によるとする。以下論述が大體農業協同組合を中心としてゐることは右の理由に基づく。<sup>6)</sup>

### 一 佛印に於ける協同組合の意義

佛印に於ける協同組合は、以上述べたやうに既にその萌芽形態を認めることができるが、更に之を客觀的に見ると、その發展は大體に於いて顯著なるものとは謂ひ難い。また既に設立されてゐる協同組合と雖も、其の設立及運用には政府の指導乃至手心が著しく加へられてゐることが認められる。そしてこのことは、當然佛印の經濟地盤が、協同組合に對して如何なる性格を有つてゐるかといふことに思ひ到らしめる。従つて、この立場に於ける佛印協同組合の意義を検討することは極めて重要である。特に協同組合が佛印大衆にとつて有利であることを徒に強調しても、この意義に對する検討なき強調は充分な對策をあげ得ないのみでなく、この意義の検討あつてこそ、始めてそこに佛印に於ける協同組合の眞の存在も認められ、またその眞の發展も考へられ得られるに於いて尙更である。

ジイド及び之に屬するニーム學派の人達は屢々協同組合の普及は、それ自體社會問題を解決するものであり、之によつて長い間濫用されてゐた搾取も廢棄され、社會機構も根本的に改善されるに至るといふ。かかる場合に於いて社會問題の解決は一切の暴力から遠ざかるのみでなく、更に最も慎重な合法性が與へられると考へられるのである。

6) Khérian, G.: Le rôle de la coopération dans l'Union Indochinoise (Revue Indochinoise, 1937-III, pp. 13~14).

7) James, E.: Grand traité d'économie politique, pp. 243~361, pp. 560~7.

理想の實現については今は説かない。併しともかく、この協同組合は世界を通じて、絶えずしかも堅實に發展してゐる。その發展は歐米に於いては勿論、東洋に於いても、日本及英印等に於いて顯著な展開を示しつつある。佛印でも、一九三七年には安南高原のボロヴァンのモイ族によつてそれが設立されてさへある。協同組合がかくの如く極めて異つた風土及民族間に普及展開されたこと、また現に展開されつつあることは、如何に協同組合が先驗的に優秀なものであるかを語るものである。

併し更に、その實際に立入つて考察すると、そこには少くも二つの注目すべき點がある。

その第一は、世界に於ける協同組合は、その形態から云へば必ずしも一様ではないといふことである。

例へば、イギリスは傳統的にロッチデール型の消費組合を運用してゐるし、ドイツはライプツァイゼン及びビュルツェ・デエリツチ型の信用組合又はその系統のものを採用してゐる。

これらの協同組合形態の不一致は、夫々各民族の心理や經濟に基くものである。

その心理的因素の影響の極端なものとしては、フランスのある社會層では其の個人主義及職業秘密尊重主義から協同組合自體を忌避してゐるものさへある。一般的に云へば、フランスの如き個人主義の強いところでは、協同組合は盛んでなく、北歐諸國の如く農民全體が協同的などころにこの組合はむしろ盛んである。

また經濟はこの協同組合に如何に影響するかといふ點を見ると、獨伊の如く資本少く高利の行はれてゐる國では協同組合は發展するが、英佛の如く資本多く金利の低い國ではその必要は特に激しく感ぜられてゐない。

その第二は、協同組合自體の重要性に關しても各國各々その度を異にしてゐるといふことである。ジイドは專

ら消費組合についてはあるが、この點を論じて各國の協同組合の發展の遲滯原因を説明し、その第一は連帶觀念の缺乏、その第二は協同組合に對する認識不足であると述べてゐる。

是に由つて之を觀れば、協同組合が最も要求されるところは、民衆の知性の低い經濟後進國であるといふことに歸着する。そして、かやうな國では大衆は一般に其の生産技術が舊段階にあり、慢性的貧困に陥つてゐながら、しかもそこでは搾取形態が依然として純粹に行はれてゐるのである。かかる國では勢ひ物質生活は貧困とならざるを得ず、ここに協同組合による技術的方面の改善、更にはこれによる民衆の生活標準の引上と富の増加とを圖ることが考へられるのである。

しかもまた、かかる國では明識強力な政府が、積極的に協同組合の設立運用を推進することが肝要である。之をばかかる國民の協同組合精神の自發的覺醒に期待するが如きは空想に近い。政府は國民の將來に於ける經濟的貧困を思ひ、斷乎として協同組合の利用指導に邁進すべきである。

かかる意味に於いて、かかる段階の國に於ける協同組合推進のための國家の指導は、勿論その時代及びその國情に應じてその形式は異なるにしても、凡そその數の多きところである。併し其の間を通じて常に問題となるものは、國民的自立自營の精神に對する缺陷を補ふための政府の一時的援助、要すれば指導である。これによつて關係者を根本的に教育し、長期に亘つて協同組合が齎す具體的利益を理解させることが肝要である。蓋し國家指導はその進展に應じて協力となり、更にその協力は協同組合の自立自營の段階に達したときに於いて停止されることを意味するからである。

凡そかくの如きことは、そのまま佛印協同組合の意義を語つて充分であるとは言ひ得ないかもしれないが、併し、たいして不足なきところではなからうか、蓋し佛印大衆をして自然に協同組合過程にはいりこませるといふことは、實際上から見ても全然空想の部類に属するし、さりとて佛印原住民を以つて協同組合と相容れないものとする事とも、これまたゆき過ぎと考へられるからである。この意味に於いて、確かにそこに佛印協同組合の發展限界もあると思はれるのである。併しこの點は後に觸れるとして、今は佛印の協同組合の意義をその深刻な高利性を中心にして説明を加へて置きたいと思ふ。

佛印に於ける高利是認論者には、二つの型がある。前者は無反省承認論者であり、後者は積極的辯護論者である。

前者即ち無反省承認論者は、一般に佛印に於ける高利の内容を具體的に吟味せず、むしろ却つて無反省にこれを承認してゐる。そしてその理由として、佛印にはかかる高利が往時から存在してゐたものであると云ふこと並びに高利は其他の諸國少くも東亞殊に印度支那半島一般に存在してゐるといふことを述べ、従つて高利は將來とも存在するであらうと運命論的にこれを考察してゐる。

然るに、後者即ち積極的辯護論者の主張によれば、その見解は高利問題を更に進めて高利の妥當性を主張し辯護するに至つてゐる。この論者によると、甚だしい高利と見える佛印の金利も、結局は、例外的な危険に對する公平な反對給付に過ぎないのであるといふ。即ち、この論者は佛印に於ける高利の妥當性を積極的に主張し、農民貸付は大體に於いて何等の物質擔保が無く、更にまた農民は債務觀念が貧弱であるから、この貸付をもつて一



般取引に基く貸付と同一に取扱ふことは、それ自體銀行の破産を意味するものであるからと云ふ。

以上を勘案すれば、大體論として佛印農業に於ける高利は、その貸付擔保の危険性に對する保險料的なものであると云ふことが窺はれるやうである。しかし果してさうであらうか。この見解は一見妥當なやうである。併し更に立入つて深く佛印の實情を考究してみると、それは必ずしも妥當ではないのである。以下これを三つの點から解明し、之によつて高利問題をめぐつて佛印協同組合のもつ意義を明にしてみたいと思ふ。

先づ第一に、佛印に於ける擔保の危険を以つて保險料の性質を有するものとなす見解は、佛印に於ける農民が高利貸業者によつて負擔させられてゐる危険の眞の意義を、特殊方面に及ぼしてゐる嫌ひがある。これらの貸付者の大多數は、借手が米田の所有者なる限り、實質的擔保、特に不動産擔保を提供させてゐるのである。尙また多くの場合、米田所有者は同時に反面小作農または分益農にも貸付けてゐるのであるが、かかる場合も、貸付者は勿論これによつて、借手の收穫から利子たるべき分前をとるものであり、之がためにはあらゆる手段に訴へてゐるのである。例へば、かかる場合貸付者は、概ね郷村の有力者であるため、この地位を利用し、不履行の場合には借手に何等かの制裁を加ふべしとし、これによつて貸付の目的を確實に達してゐるが如きこれである。それゆえ、かかる佛印の銀行貸付には——東京デルタは之を除いて——實質的にはそれ自體特段に危険と云ふほどのものはないのである。これ危険の意味を小作農又は分益農の如きものにおこるものと、一般米田所有者の如きものにおこるものとの間を混淆してゐるといふ所以である。

第二には、この見方は高利が全然佛印獨特のものではないと言ふことを忘れてゐるやうにも思はれる。

實際、今日と言へども、佛印以外のアジヤは勿論、アフリカ、更には東部ヨーロッパ諸國でも、農業信用上高利が盛んに行はれてゐることは、何人も否定しないところである。かかる高利の弊害が特に諸國で論難されたのは十九世紀の中頃からである。それまでは各國でも高利が行はれてゐたものと考へられるのである。それ故に農民のみ高金利を負ふといふ見方は、信用組合といふ解毒劑を發見して以來始めて高利と云ふ難病にかかつてゐると考へることであつて妥當でない。

最後に、第三に佛印に於いても協同組合を運用し得るとする限り、かかる反對説に拘泥してゐることは將來極めてつまらぬことである。協同組合が問題となつてゐる植民地で現に重點となつてゐることは、決して高金利といふことではなくて、かかる問題の解決は決して自然的發生的には望まれないといふこと、更には之に伴ふその對策である。例へば更に具體的に協同組合を設定し、之が金融を行ふにしてもそこには権力の指導を必要とすること、即ちこれを實現し遂行し得るものには政府の権力以外何も無いといふことである。

以上説明せるところを綜合すれば、佛印では農民大衆の經濟を改善するものは、政府の指導による協同組合ありのみであると云へるのである。このことは佛印の實情が一方では十分の一税が課税される外、更に他方では農民經濟が極めて貧困であるとするに於いて特に然りである。<sup>9)</sup>

## 二 佛印協同組合の役割

佛印協同組合の役割を述べるに當り、先づ之を第一には高利對策としての協同組合、第二には經濟助成策とし

佛印に於ける協同組合に就いて

第二卷 五九七 第三號 四一

9) Khérian : op. cit., p.22.

ての協同組合、第三には農産物の價格引上策としての協同組合、最後に第四には農産物取扱及加工策としての協同組合に分ち、その役割が如何なる内容を有つてゐるかについて述べて見たいと思ふ。

(一) 高利對策としての協同組合 一般に農業は凡ゆる時代及場合を通じて高利の培養地盤である。勿論、

農業と共に商工業も亦かつては高利地盤として存在したものである。然るに商工業が信用機關の發展と相俟つて比較的早く低利安價な信用を取得利用し得るに至つたのに反し、農業は永くその機會をもつことができなかった。このことは明に資本主義經濟の發展過程に於ける商業と農業との特性を語るものであるが、更にまた、このことは資本主義制經濟が前資本主義制經濟と複合的に存在してゐる東亞、殊に南方經濟自體に於いても明かに示されてゐる。従つて、かくの如き農業の商業に對する特性は、また佛印に於ける高利性を説明するものである。私は以下之を分つて次の四つの方面から検討してみたい。即ち、第一は商工業信用に對する農業信用の非流動性といふ面からであり、第二は農業收穫の不安定性の面からであり、第三は農業生産物擔保の危險性の面からであり、第四は農業に於ける零細性の面からである。

先づ第一點の農業信用の非流動性の面から考察すると、農業信用の利用が一般に商業信用に後れてゐることはこの農業信用の非流動性のためであり、之がため、農業は商業の如く近代銀行を利用することができないのである。換言すれば、農業では農民がその收穫を賣却してその對價を實際に取得するまでには商業に較べて比較的長い待機期間が要求されてゐるのである。

元來、銀行流動性の原則の要求するところは銀行の債權と債務、即ち一方に於いては準備高即ち必要に應じて

資金化し得る貸付高と、他方に於いては預金者に對する一覽拂又は短期拂債務、それらの間に存する相互の緊密な調和である。

然るに手形割引は本來預金銀行の主要業務であり、従つて銀行信用の流動性の上には極めて重要な地位を占めるものである。今この手形割引について考察してみると、農業は、上述せる理由よりしてこの關係頗る有利でない。そこに手形割引に關して農業が商業に對して有つ宿命的な不利が認められるのである。

何故に有利でないかといふことは、例へば商工業では豫約注文が認められ、或はまた少くもその販賣が規則正しく繰返し行はれて、その手形の割引も常に農業より短期のものであるのに對し、農業では一般に云つてこの謂はゆる銀行手形と呼び得るものがない。それは農業の信用流動性原則に對する無辜の犠牲である。論にこの事實によつて、農業、従つては農民は銀行信用の利用から隔離されてゐる。少くも農民は商工業者が享有する條件に比較すべきものとして、銀行信用によることはできない。そしてこれらの點はすべて佛印の農民にとつて例外をなすものではない。

第二點の農業の不安定性は、ある意味では第一の農業信用非流動性の原因をなすものである。蓋し農業なるものは、質的にも量的にも著しく自然條件に支配されるものだからである。この意味で農業生産は、あらゆる場合に射倖的であると云ひ得る。特に南方經濟地盤が一方では謂はゆる光と熱とに恵まれたところであるといはれてゐるが、他方ではまた特に季節風に伴ふ豪雨、風害、洪水、旱害等が執拗に繰返されるところである。かかる經濟地盤の性格は當然その年々の生産、従つては收穫を不安定ならしめ、その收穫の不安定性は必然的に正常的に

は銀行信用をその流動性に於いて取扱ひ難からしめるものと考へられる。佛印に於ける農産物が米玉蜀黍を主とするに於いて、また近時ゴム生産が勃興せるに於いて、何れもこの不安定性を解決せんとして研究されてゐることとは周知の通りである。

更に第三の農産物擔保の危険性について述べると、本來農産物の特性としてその擔保性の内容は商業擔保に比して著しく危険性を伴つてゐる。従つて農民は、たとひ豊作に恵まれた場合に於いても、その收穫の販賣を通じて資金を獲得することは原則的に困難である。勿論、農産物を擔保とする貸付の資金調達には、倉庫證券の運用によつて可能でないではないが、併しこの場合に於いても一般に農産物に對する擔保貸付は困難とされてゐる。これ多くの場合、農産物が商品として損傷しやすく、しかもその保存設備が高價だからである。

更にまた、百歩を譲つて假に農産物の保存問題が解決されたとしても、かくの如き動産擔保貸付は一般銀行にとつては附帯業務であり、従つて業務としても例外的なものに過ぎないのである。この意味からして銀行が危険性の多い農産物擔保貸付を取扱ふよりは、危険性も少く流動性も高い割引業務に向ふことは蓋し當然であらう。佛印の米の如きについて見ても、これが商品擔保としての性格は不利であり、簡單に一般銀行の割引對策とはなり得ない。現に印度支那銀行に於いても米に對する貸付規定は明文上にはあるが、實際は少く、殆んど大部分は華僑が取扱つてゐるが如き蓋し適例である。

最後に第四點の農業に關する零細性は、佛印の如き農業地盤の説明では、特に注目すべき性格である。就中、東京デルタの農民が、その稠密度に於いて更にまたその零細度に於いて、從來とも熱心な佛印研究者の對象とな

つてゐることは注目を要するところである。<sup>10)</sup> このことは單に東京デルタに於ける農民の稠密性と零細性とが佛印に於ける農業的意義を重視せしめるからのみでなく、更にまた、この地域に於ける農民金融をこの點に於いて重視させるからである。蓋しこのデルタ農民の地位は大部分小作農又は分益農であること、彼等は必要の場合の擔保として之に提供し得る不動産をもつてゐないこと、従つてその限りそこでは擔保貸付を行ふことさへ困難であるからである。

以上述べたところは、みな佛印農民信用の諸特性を規定してゐるものであり、このことはまた佛印高利性を解明してゐるものであり、そしてこの特性の解明はその對策として自ら佛印に於ける協同組合による解決を絶對的に必要とするに至るものである。

(二) 經濟助成策としての協同組合 佛印農民の新秩序は、單に高利から之を解放するだけでは充分でない。農民の現状に對しては更に多くの改善を加へなければならぬ。今これを内容的に述べると、經濟助成策としては先づ技術的な改善と共に、經濟的な改善を加へて行かなければならぬ。しかし凡ゆる場合を通じて協同組合によることは、特にその徹底を期する上に大いに必要であると思はれる。

先づ技術的な改善から先に述べよう。

ここに技術的改善と云ふのは、技術家をこの方面に採用しようと言ふのではない。内容は専ら農民達の農業技術に缺けてゐる點を補ふために参考書を讀んだり、權威者を圍むで座談會を催したりすることである。これらの場合を通じて優良種子の利用、肥料の完全利用、農具役畜の不足對策、土質にする栽培の選定等についてその理

10) Bouvier: Richesse et Misère du Delta tonkinois, 1937; Gourou: Paysans du Delta tonkinois 1931; ditto: Utilisation du sol en Indochine française 1940; Henry: Economie agricole de l'Indochine, 1932; Robequain: Evolution Économique de l'Indochine française 1940.

解を深めるものである。

勿論、かかる技術的改善は何れの國でも一般に行つてゐるところであるが、その効果は協同組合を通じて行はれてゐるものが長期に亘つて顯著な實績を擧げてゐる。その一々については、今ここではふれないが、唯佛印に於いて、(イ)優良種子の普及、(ロ)肥料使用の増加、(ハ)農具及役畜の供給、(ニ)土質に適應する栽培の選定、について此の間の事情を述べて置きたい。

(イ) 優良種子の普及——ルイ・レトウ氏は、その報告に於いて技術改善としての優良種子の普及は根本的なものであると主張してゐる。それに依れば、「原住民の低収入、生産物の不良、特に品質の不同は、凡て佛印では一般に耕作方法の不充分、種子及種苗の不良、例へば種苗の劣弱、種子の不良等に因るものである。従つて必要なことは先づ第一に農民に各種の優良耕作條件に適應する種子を與へることである」と述べてゐる。

その實際について見ると、佛印で農業協同組合を組織してゐる地方では、一般加入者に對して優良種子を配給してゐる。これがため、或は専門店に對して大量買付をしてゐる組合もあるが、或はまた指導者を置き徹底的に優良種子の自家生産を行つてゐる組合もある。

更に立入つて述べると、佛印の實際としては、むしろ既設の農業研究所や米穀局をば協同組合と緊密に連絡せしめ、之を利用することによつて費用を節約し、少くも浪費や試案濫造を避けることが望ましいやうに考へられる。併し協同組合については、ともかくその量的増加は絶対に必要のやうである。従つて農業研究所の如きは専ら組合に對して優良種子を供給する機關となり、この優良種子によつて加入者需要を元足すべきである。

11) Cf. Rapport de gestion pour les Exercices 1934~35. de l'Office Indochinoise de Crédit Agricole Mutuel, p.42.

(三) 農産物價格引上策としての協同組合

佛印に於ける農産物價格は、謂はゆる農業的な複合經濟的性格によつて不當の不利を蒙つてゐる。この意味に於いて佛印の農民は恵まれない天候の下に激しい勞働を續けながら、その受取る収入は僅少なものに過ぎないといふことになる。かかる状態を露呈してゐる原因としては、次の三つの因素が考へられる。即ち、其の第一は商人高利貸業者の中間的搾取であり、其の第二は農産物の特性としてその販賣期間が極めて短期間に集中されてゐることであり、其の第三は生産物の大部分に商品性が缺如してゐることである。その實際についてこれを述べると、

第一因素たる商人高利貸業者の中間的搾取は、原住民間に於いても認められるが、その最も顯著なものは華僑の存在である。即ち華僑の中間的存在は、一面に於いて農産物の取引擔當者としてと同時に、他面に於いて農民に對する資金貸付者として其の性格が規定されてゐる。この中間業者は、農産物蒐荷機構を握りその運営を通じて中間利益を占めてゐるが、更にまた農民に對し農産物の收穫期までの貸付を行ひ、之によつて實質的に文字通り農民の收穫に對して收奪を行つてゐるのである。蓋し中間業者はこれにより農産物價格をば一方的に實際價值よりも低く決定するからである。これによつて中間業者は二重の利益を收めることができる。即ち一は貸付に基く高利によるものであり、も一つは農民に對する價格と輸出商社に對する價格との顯著な價格差によるものである。已に久しい以前からこの問題は政府によつて充分認識され、各方面で論議されたものである。かかる問題の對策は農業協同組合によらない限り、その實效は期待され得ないやうである。最近の事情を見ると、ヨオロッパ其他の各國でも搾取は協同組合によつて漸く中絶させることができるやうになつてきた。



これによつて協同組合は、商人や高利貸業者の協力を俟たずして、その加入者に對し事實上農産物價格を著しく引上げてゐる。例へば東京に於ける如き、その價格引上は屢々五〇%乃至一〇〇パーセントに及んでゐる。

かかる點で佛印協同組合に於ける若干の例證をあげるならば、例へば一九三六年に於けるバクジャン協同組合は穀百キロ當りの價格が從來その最高相場二ピヤストルであつたものに對して二・六ピヤストルを支拂つてゐる。また、ヒマシ油一單位七ピヤストルに對して十二ピヤストル、桐油一單位八ピヤストルに對して十二ピヤストルを支拂つてゐる。かくの如くして一九三六年に組合加入者の受けた利益は、六五・千ピヤストルに達してゐると云はれる。<sup>12)</sup>

更に一九三七年について云へば、この價格差は更に激しい。シヤドウ氏<sup>13)</sup>はこれを次の如く述べてゐる。即ち協同組合は仲買業者が一般農民に對してはヒマシ油一單位九ピヤストル、桐油一單位六乃至九ピヤストルで買入れてゐるときに、組合に對してはヒマシ油一單位十三ピヤストル、桐油一單位九ピヤストルを支拂はせてゐる。協同組合はその組合員生産物を賣り拂つて一單位三ピヤストルの割戻を行つてゐるので、結局組合員はヒマシ油一單位に對して十六ピヤストル、桐油一單位に對して十二ピヤストルの販賣價格を認められたことになる。<sup>14)</sup>

これらは何れも協同組合により價格引上策が實現された例である。尙、最後に協同組合は單にその存在のみで仲買業者に一定の價格引下げを行はしめてゐるといふことを附言して置かう。

第二の農産物の販賣期間が極めて短期間に集中されてゐるといふことは、特に佛印農民が、その納税及債務支

12) Khérian : op. cit., p. 32.  
13) Khérian : op. cit., p. 32.  
14) Khérian : op. cit., p. 33.

拂のために短期間に收穫物を處分しなければならぬといふことに原因してゐる。この必然的結果として、ここに當該米穀年度に於ける農産物の短期集中販賣が問題となる。そしてそれはまた、農産物價格に異常な變動を生ぜしめ、この間に於いて少數の仲買業者がその買占または獨占を通じて利益を壟斷するに至るものである。

この點に關しても協同組合の存在は極めて大きな効果をあげてゐる。何となれば、協同組合による農産物の倉庫證券化は、一應協同組合をして極めて低利にその資本を加入者に貸付けることができるからである。これによつて協同組合は、その販賣期間を適當に調節し、その季節的の騰貴を防ぎ、却つて逆に季節的騰貴を利用し得るに至つてゐるからである。かゝる農産物の販賣は、當然その價格をば、無資力の農民がその收穫物を收穫直後に賣らなければならぬ場合に比して遙かに有利な點に決定させてゐるものである。

この點についてもまた、已に述べたバクジャン協同組合の業績には注目すべきものがある。同組合はその組合員に對して、八分の貸付利子を以つて倉庫に委託せる農産物販賣價格の三分の二までの貸付を認めてゐる。これによつて同組合はその創設後二ケ年以内に二千三百人以上の組合員を獲得してゐるが、凡そかゝる組合員の加入數はバクジャン協同組合のあるバクジャン縣の如き人口の少い縣としては、注目すべきことである。尙、其後の調査によれば、同縣ではその大半のものが組合に加入するに至つたと傳へられてゐる。今、二千三百人當時の組合員の内容を見ると、その内約二千人は一乃至一〇マウ<sup>15)</sup>の耕地を耕作してゐること、一〇マウ以上の地主に至つてはその數僅に十七人に過ぎないことを示されてゐる<sup>16)</sup>。従つて、その貸付内容を見ても、その貸付金額は僅々數ピヤストルのもものが多數あると云はれてゐる。尤もかゝる零細組合員の獲得に對しては集荷のため補助機關を設

15) 1マウは3600平方米。

16) Khérian: op. cit., p. 33.

置したことが注目されるべきところであるといはれてゐる。また、この組合が協同組合倉庫に對して王蜀黍の預託を認め、これによつて高地地方の組合に米を供給するに至つたこともこの地方の特殊性を活用した一つの貸付形態であると思はれる。

最後に第三の價格下落因素として注目されるべきものは、農産物の商品性缺如の問題である。この點に關し、レトウ氏は、「不幸にして佛印の生産物はその品質の優秀なるにも拘らず、その市場に於ける條件の不完全なため明かにその價格を下落させてゐる<sup>17)</sup>」と、主張してゐるが、このことは注目を要する。

この農産物の商品性缺如の問題に關しても、協同組合はまた世界的な成功を齎らしてゐる。何となれば、協同組合は組合の方針に副はない組合員を教育する計畫とともに、更にまたその規格に合致しない生産物ある場合は之をば商品として引受けることを拒絶してゐるからである。

或はまた——これはまた別な協同組合にあつたことではあるが——かかる計畫に不熱心な加入者に對しては制裁を行つてゐるものもある。この意味からして、有力な協同組合は、その取扱商品に商標を使用することを考へてゐるものもある。この商標も、その或るものは世界的な宣傳力によつて、相當な利益をあげ、消費者はこれをば商品の特許と見做してゐるものさへある。勿論、佛印に於ける協同組合はこれに與へるに相當な期間を以つてするならば、これと同じ結果を収めることができないといふ特別な理由もないやうに思はれる。この點はバクジャ<sup>18)</sup>ン協同組合が已に注目し得る多くの改良を齎してゐる。例へば、粳及王蜀黍は組合員が之を持參した場合、その品質を分類し然る後始めて倉庫に委託してゐるが如きこれである。このことは少くも協同組合への引渡りに於け

17) Rapport de gestion pour les Exercices 1934~35. de l'Office Indochinois de Crédit Agricole Mutuel, p. 42.

18) Khérian : op. cit., p. 35.

る等質性を認めてゐるものであつて、輸出もこの點を考慮してゐると云はれてゐる。

(四) 農産物運搬加工策としての協同組合 農業協同組合は、ヨロッパに於いても、また日本に於いて

も、農産物の運搬加工に成功し、これによつて組合加入者は苛酷な條件を強要されることを免れ、従つては其の  
共同利益を増進させてゐる。

此の點は佛印の協同組合にとつても同様であると云つて差支へない。例へば穀の如きものの長距離輸送の取扱  
であるが、これは既にある程度實行され成功してゐる。

バクジャン協同組合<sup>19)</sup>の例によれば、既に同組合は精米所及精油所を所有し、一九三七年には第二の精油所をも  
完成したやうである。またカンガイ協同組合は、漸く一九三六年四月に設立されたものであるが、製糖工場を經  
營してゐる。製造力及品質共に優秀であり、更に販賣もまた取扱つてゐるが、其後に至つてその取扱品に玉蜀黍  
をも加へるに至つてゐる。

フウランション協同組合<sup>20)</sup>も精油所を經營してゐるが、同精油所は他縣の原料をも取扱つてゐる。このことは、  
協同組合が、必ずしも一縣毎に精米所、精油所を經營する必要なく、むしろ適當に選擇された都市に工場を建  
設することが妥當でもあることを語つてゐる。これは同時に浪費を節約し、資金の運用をも適當な工場に集中す  
ることを可能ならしめる。このことは必ずしも、一縣一協同組合の原則と矛盾するものではない。この意味に於  
いて必要な場合、例へばナムデイン、タイピン、ハドン等のごとき人口稠密な地方には數個の組合をも認めて然  
るべきである。唯、實際上、産業上最少限の集中化を考慮するといふ點から考へると、農業協同組合と人口稠密

19) Khérian, G.: op. cit., p. 35.

20) Khérian, G.: op. cit., p. 35.

都市に於ける商業協同組合との競合については、充分な考慮を要するものと考へられる。特に集荷や販賣に關しては兩者の現在及將來に於ける協調を本質的に勘考しなければならぬ。そしてまた、その意味に於いては農業協同組合の場合について云へば、その販賣を各組合毎に分散して行はせることは、その農産物の合理的評價を困難ならしめるものである。即ち、かかる場合ややもすれば各組合間の永續的せり下げを將來する虞があることを考へなければならぬ。

### 三 佛印に於ける協同組合の可能性

以上によつて佛印に於ける協同組合の意義及役割を述べた。佛印の如き特殊な植民地に於ける農民經濟の開発充實發展には、協同組合の意義と役割とは極めて重要であることが認められる。

唯、この協同組合の普及及運用については、原住民の智性低く、その經濟充實せず、しかもフランス本國資本の直接浸透不可能なる現狀に鑑みては、政府は地場資本を利用し指導的に原住民協同組合を育成し推進しなければならぬ。今日、原住民の自力による協同組合の成立促進といふことは、全然一つの空想であることを思ふべきである。

またこの協同組合に關する政府の推進といふことも、今日の佛印大衆のもつ經濟及び知性より考へるときは、決して彼等獨自の地力によつてもり上つてくるが如きことは望み得といふ意味に於いては、問題はむしろ大衆の協同組合に關する教育が大切なやうに思ふ。この大衆の育成なり推進なりによつて、ここに佛印に於ける農民の

協同組合の地盤を準備強化することが必要のやうに思はれる。

尤も佛印の協同組合については批難はしてはゐないにしても、之に對して懷疑的な態度をもつてゐる者がないとは言へない。ここでは協同組合の發展によつて個人の利益が脅かされると考へてゐる人達に對しては一々答辯することを避け、むしろかかる人達の反對自體が此の協同組合の成功自體を裏書してゐるものであると言ふことを簡単に述べるにとどめる。併しかかる見解以外の懷疑論については、以下之を四つの型に分つて取上げて見よう。協同組合に對しては次の如き立場から之を批判し、かかる難點に基いて佛印に於ける協同組合を懷疑的に見んとする論者がある。その第一は歴史的發展の立場からの批難であり、第二は諸外國先例から見た批難であり、第三は心理關係に基く批難であり、第四經驗に基く批難である。

(イ) 歴史的事實に因る批難——この立場に立つ批難は、協同組合なるものが全然西歐的なものであつて、佛印の如き之と類似の機關をもたないところでは發展の見込が確實でないといふにある。かかる點に於ける佛印協同組合の可能性は、一にその人爲的政策の成敗に依存するものと考へられる。然るに佛印原住民は、周知の如く一般に保守的消極的な性格をもつてゐるから、かかる場合、佛印に協同組合の發展を望むが如きことは大體に於いて困難なものと思はざるを得ない。之がこの主張の要旨である。

併しかかる批難は決してその批難の目的を達してゐない。事實、日本の如きは勿論、バルカン諸國、ロシヤ、印度の如き諸國では、いづれも協同組合は人爲的政策に依つて促進されたものである。しかのみならず、佛印に於いてもこの人爲政策は徐々にではあるが次第にその効果を齎してゐることは、既にバタジャン協同組合の例に

於いて述べた通りである。更にまた、モイ人の如きものもボロヴァン農業協同組合に於いて此の制度を利用してさへゐる。

しかも佛印の實際について研究してみると、佛印でも或る種の協同組合類似の組織はなかつたわけではない。例へば、この點に關しては歴代の安南王室所有にかかる「穀物倉庫」の如きものが擧げられる。<sup>21)</sup>この倉庫は安南では極めて古くから運用されてゐたもので、その目的は殆んど協同組合の目的と類似してゐると云はれる。即ちこの倉庫の目的は二つの目的、その第一は古來安南に於いて頻繁に繰返された飢饉に備へ、又はその影響を緩和せんとする謂はゆる備荒的なるものであり、その第二は之によつて農民の租税を米によつて徴收し、以つて王室の穀物倉庫に納入せんとする物納的なものである。

この二つの目的は、まさにバクジャン協同組合に於いても認められるものである。尤も第一の備荒目的は間接にしか目指れてゐないことは注目を要する。併しともかく、協同組合倉庫によると保管米は決して大量に賣拂はれて米穀價格の暴落を生ぜしめるやうなことはないのである。更に第二の目的は租税徴收に關するものであるが、この目的は現代では協同組合がその加入者が預託した收穫物に對して發行した倉荷證券に對して之を擔保として低利貸付を行ふこととなつてゐる。

協同組合が或る點に於いて安南王室の米穀倉庫に類似してゐると言つたのは、以上の比較に基くものである。今はこれ以上立入る餘裕はないが、要するに、佛印に於ける協同組合をば佛印の歴史的事實から否定せんとすることは必ずしも妥當でないことは明かである。

21) Khérian : op. cit., p. 39.

(ロ) 外國の實例に因る批難——一般に諸外國の實例によれば、協同組合の促進期間に運用される形式は消費組合である。然るに佛印では之に對し協同組合の大部分は農業協同組合であつて、諸外國に於けるが如き消費組合は存在しないのである。この點から佛印には消費組合さへないのであるから、協同組合の如きは問題にならな  
いと説く。これがこの批難の要旨である。

併しかかる批難は必ずしも根據あるものとは考へられない。協同組合中、人爲的促進に當つて先づ運用さるべき形態は必ずしも一定せるものではない。例へばイギリスでは既に述べたやうに消費組合は從來から既に盛んに用ひられてゐるが、その他の形態に依る協同組合は少く、更にまた、これから派生した形態も存在しないのである。之に對してベルカン諸國の如きは、一般に消費組合はほとんど行はれてゐないのに拘らず、農業組合又は信用組合は著しく發展してゐると云はれる。之に依つて見れば、佛印は明かにこの後の一種に屬するものであるから、この形態のゆゑに佛印の協同組合を單なる外國の先例に因つて批難することは當らない。

この意味で、佛印大衆をば協同組合の促進に依つて教育することは何等問題を殘すものではない。従つて又、諸外國の先例に因つて佛印の協同組合を批難することは妥當でない。

(ハ) 原住民環境に因る批難——佛印に於ける協同組合の促進をこの理由に依つて反對する論者は、相當に有力である。今この環境關係に基く批難の内容を見ると次の如く要約される。

元來、協同組合に依ると言ふことは、自己防衛のために行はれるものであると言はれるが、このことは結局人間が或る種の社會的範疇、例へば高利貸、仲介業者、加工業者、建築業者、地主等の經濟活動に對して自己自身



を防衛するために自分達が集團を作ると言ふことを意味するものである。併し集團を作り、協同的に自分達を防衛せんとすることは、先づ以つて自分達を以つて平等なものと考へなければならぬ。何となれば協同組合は平等の思想が根據となつてゐる社會運動だからである。

然るに、これらの前提を佛印、例へば安南人の社會について考察すると、事情は正にその反對である。即ち安南社會は極めて多くの階級が存在してゐる社會であり、その階級の低いものに極めて多くの差別が考へられてゐるからである。従つて大衆は富裕にして勢力ある有力者の支配下に黨派を作るに至り、借手もまた此の理由に依つて、極めて容易に經濟的解放の意圖を放棄するに至つてゐる。以上が批判の要旨である。

併し安南に於ける協同組合の難點をその社會階級の存在、特に其の複雑性に結合することは一應は尤もであるが、更に立入つて考察すればこれはさほど重大な理由とも考へられない。何となれば、實際上各國の協同組合を見ても、階級の異つてゐるものが同一組合に参加し得ないとは考へられない。従つて協同組合に於ける階級性はその共通利益性に依つて優先されるものと考へられるからである。

此の意味に於いて問題は、むしろ貸付者に對する大衆の從屬といふ次の難點にあると思ふ。此の點は前者の如く簡単に之を説明することができない。この第二の佛印協同組合問題は、平等主義を以つてして如何にして新加入者を獲得して行くかと言ふことである。

實際、佛印大衆が貸付者への經濟的從屬に支配されるとし、協同組合もまた之がために新加入者を獲得し得難いとすれば、如何なる打開策が考慮されるべきであらうか。事實、佛印農民大衆がその高利生活の運命に翻弄され

て、永久にその債権者の桎梏から離脱することができないとすれば、佛印大衆の無知を條件とする限り、此の際かかる社會的障害を克服するものは國家の干渉に依る協同組合又は農業信用金庫の運用以外に方法はないと考へられるのである。或はかくの如きは單なる債権者の變更であると云はれるかもしれないが、併し假りに然りとしても此の場合農民は確かに從來よりも人間的な債権者と取引し得ると云ふ相違が認められるのである。要するに佛印の如き農民の債務負擔が過重な地域に於ける解決策として最後に残されたものは政府の干渉あるのみである。

(三) 經驗に因る批難——或る種の現實論者は安南人の無能力を理由とし、特に協同組合の運用を通じて示された失敗を理由として之を批難するものがある。かかる失敗の實例として擧げられるものに、ドンロワに於ける養蠶に關する失敗並に交趾支那農業信用金庫の高利貸への轉化が擧げられる。今、この内容の大體を検討して見る。

(1) ドンロワの養蠶に關する失敗——この問題は佛印に於ける熱心を協同組合論者たる佛印農業局のガシエロ氏を環る問題である。同氏は東京地域に於いてキエンアン、タイビン、ビンエン及びヴィエトリの四養蠶地區に協同組合を設立した。同氏の指導期間中は組合事業は豫定通りに發展し、加入者は一〇%乃至一五%の割戻を受取つたほどであつた。従つてこの加入者は組合を作り組合長には安南人を選任して相當な利益を擧げてゐた。其後、土木事業にも關係したが、次第に高利貸業務を行ふこととなり、遂に之がために失敗するに至つたのである。即ち組合長は貸付中、確實な債権のみを自己のものとして取上げ、組合には爾余の不確實な債権又は全然無

效の債權を押付けたため組合は遂に破産をしたのである。

協同組合の反對論者は、この失敗からして、佛印ではその知識階級でも協同組合の如きものを運用する能力がないことを語るのみでなく、更に又、彼等は極めて簡単に祖先傳來の高利貸根性に復歸する傾向にあることを主張してゐるのである。

併し、かかる結論は餘りにも獨斷である。この失敗の實際について見ると、この失敗はガシユロン氏の轉任後に起つたことであり、少くともガシユロン氏が任中は、その指導のもとに徹底的に協同組合的精神を發揮したことは普く認められたところである。従つて問題は協同組合の運営に關する問題であつて、その本質に關する問題ではないと考ふべきである。

(2) 交趾支那農業信用金庫の高利貸への轉化<sup>23)</sup>——佛印の農業信用金庫の歴史は一九一三年以來であるが、その実績はあまり優秀でない。殊に交趾支那に於いて然りである。交趾支那の S. i. C. A. M 及びその後設立された保護領の B. C. P. A はその目的として比較的安い金利で貸付ける信用機關をも利用し得ない零細農の金融を補助せんとするものである。かかる金庫を設立した政府の意圖は零細農をして高利の苦惱から解放し、併せて低利資金を與へんとするものである。

然るに事實上、信用金庫加入者の申込は極めて少なく、その運用し得る貸付資本も少ないので、實際は直接又は間接に政府からその融通資金を仰いでゐた。この種の直接資金としては印度支那銀行の年賦金、退職地方金庫資金の利用が考へられるが、間接資金としては印度支那銀行に依る再割引資金の利用が考へられる。尤もこの再

23) Khérian : op. cit., p. 47.

割引手形は金庫加入者に依る署名と、更にS・I・C・A・Mの保證及交趾支那政廳の保證を必要とするものではある。

かくの如くして交趾支那に於ける高利克服のため低利資金は調達され、金庫加入者には數千萬ピヤストルに達する貸付が行はれたのである。併しその内容に立入つて見ると、その貸付は交趾支那大衆に直接貸付られたものではなく、反つて高利貸業者に對して新貸付資金を供給したと言ふ結果を招來したのである。具體的に云へばS・I・C・A・Mの管理委員は、その親戚又は友人にして高利貸業務を行ふものを利用して放漫な貸付を行つたのである。要するに交趾支那としての最低金利で融通された資金を高利を以つて擲償したのであるから、之はまさに農業信用金庫としての脱線以外の何ものでもないわけである。

併し同金庫の脱線は之のみではない。即ちS・I・C・A・Mの加入者は、その借入金は之を専ら農業經營に當てなければならなかつたのであるが、内容的に検討して見ると、その運用は極めて奔放的に行はれた、豪華な邸宅に費消したり、新聞、劇場、ガレエヂ業の如きものに融通したものが頗る多い。そしてかくの如きものは結局、信用の凍結となつて現はれたのである。その金額は交趾支那のみで一千萬ピヤストル以上と評價される。回収困難と見做され政府の負擔となつたものだけでも約五百萬ピヤストル以上に及んでゐると云はれてゐる。

このことは事實有つたことである。之がため、協同組合の反對者はこの事實を以つて協同組合に關する範疇的な結論を求めることができるとしてゐる。即ちかくの如きことは協同組合領域に於ける虚榮的誘惑であつて、原住民本來の缺陷に依る安南的な宿命的脱線であると極論してゐる。

併し協同組合の問題をこの點に迄論及することは行き過ぎのやうに思はれる。何となれば、上述せるが如き脱線は一定の制限と統制とを加へることに依つては、必ずしも避け得られないとは考へられないからである。

要するにS・I・C・A・Mの缺點は高利貸業者と結合して暴露せる缺點であつて、協同組合の政策的な誤謬ではあるとしても、本質的な缺陷でないと思得ることは、この問題を環つて経過した佛印當時の經濟上の實際から見て適當な見解であると考へられる。

以上に於いて私は、佛印に於ける協同組合に對する反對者の批難について大體説明を加へたと思ふ。併し批難中の或るものについては問題は明瞭に解決したと考へられるが、他のものについては必ずしもその批難は解決されたとは考へられないものもある。かかる否定すべからざる批難に對しては、勿論問題は残るのであるが、之が解決策として考へられることはこれまた已に私が述べたやうに國家の組織的な法律に依つて之を防ぐ以外に方法はないのである。現に農業信用金庫の弱點に對しても又蠶業組合の失敗に對しても夫々組織的な法律的な政府の干渉が規定されたのである。今ここに最後にかかる國家干渉の正當化問題を取扱つて本論を終りたいと思ふ。

協同組合の國家の干渉に依る發展に對しては賛否相反する見解がある。先づ反對論の見解から述べると、其の要點は國家は經濟問題に干渉すべきではないといふこと、特に或る社會階級のため他の社會階級を有利にするに云ふやうな問題に於いて然りであるといふことに歸する。併しかかる見解はあらゆる時代を通じて適用されるべきものと認めらるべきではない。その理由として次のことが考へられる。

先づ第一に經濟に對する國家の干渉をば、或る社會階級を中心として考へることを否定するのは、全く空想に

近いものである。世界恐慌次後凡ゆる國ではいづれも經濟問題に於いて難局に面してゐる。この場合に於いて通貨金融等の如き國家全般に關する干渉は、好むと好まざるとにかかはらずとかく現状維持を持續することができない限り當然である。そしてこのことは又、當然に或る社會階級に利益を齎すが、同時に又他の社會階級に不利益を齎すものである。

特に協同組合に關しては、從來極めて一般的に認められてゐる政治經濟上の利益を普及させる意味で干渉が行はれてゐた。この點はフランス本國に於いても、例へば農業金庫等の發展過程に於いて見られたところである。かくの如くフランス本國に於いてさへ政府が干渉してゐたと云ふことは、佛印の如きその植民地の政策としてその干渉は益々購密を要せざるものであると云ふことが考へられる。

尙また政府が協同組合運動を援助することは不當であると論ずる人もあるが、併しかかる反對論は屢々他の社會問題のために政府の干渉を認めてゐることを忘却してゐるものである。例へば政府が或る種の企業家に奨励金又は補助金を與へるが如き、かかる場合、その納税者への轉嫁を何人が否定し得るであらうか。この意味に於いて政府の協同組合に對する干渉を批難することは當らない。最も單に一方的な干渉の不當なことは斷るまでもない。

之を要するに佛印の如き植民地當局が佛印大衆の將來の生活を改善すべき義務を有つてゐる場合、あらゆる理由に於いて協同組合を普及させることはそれ自體原住民大衆の生活を改善せんとするものであつて、かかる考へ方それ自體は、フランス當局の干渉を充分に正當化するものであると言ふことが言ひ得られる。

## 結 言

以上に於いて私は佛印に於ける協同組合の意義、役割及可能性を解明した。解明の重點を農業協同組合に於いたが論述の要旨は大體農業協同組合以外のものにも妥當すると思ふ。

既に述べたやうに、佛印に於ける協同組合は總體的に見てその發展はさまざま著しいものではない。又若干のものには有つてもその大部分は政府の指導に依つたものである。このことに就いては別段異議はないが、唯かかる政府の干渉も最近、殊に第二次世界大戦後に於いて極めて顯著に行はれて來てゐることは注目すべきことのやうである。佛印では、すでに第二次世界大戦を迎へんとして謂はゆるマンデルの計畫經濟が成立し、これによつて指導された佛印經濟は各方面に於いてそれ以前に比して異常な發展を遂げたと言はれてゐる。そしてこのことは又同時に協同組合の作用に關しても明瞭な影響を示したやうである。例へば一九四一年にグラン・ラツクの漁業協同組合が組織され年額約二十萬噸の鹽干魚の市場を確保せんとせる如きその一例である。<sup>24)</sup>

併し、文化の程度低い佛印大衆にとつては最初より高度な協同組合の設置は穩當でない。又佛印各地域についても如何なる協同組合を運用すべきに關しては、必ずしも一律に規定し難い。この點から、例へば協同組合の準備機關として互助社の設立促進の如きものが此際特に考慮され促進されるべきではなからうか。

24) Bulletin Économique de l'Indochine (1942-I, p.13).